

南信州広域連合議会
消防環境委員会

令和8年2月19日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会会議録

令和8年2月19日（木） 午後2時00分 開議

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 副管理者挨拶

4. 議案審査

(1) 議案第3号「南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第4号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

(3) 議案第5号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算（第3号）案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(4) 議案第6号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第2号）案」

(5) 議案第7号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」

(6) 議案第8号「令和8年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(7) 議案第10号「令和8年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」

(8) 議案第11号「令和8年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）」

5. 閉会

消 防 環 境 委 員 会

令和8年2月19日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会

日 時	令和8年2月19日(木) 午後2時00分～午後2時55分
場 所	はにかむべーす201・202号会議室
出席者	福澤委員長、平澤副委員長、河本委員、村松委員、熊谷委員、米山委員、後藤委員、木下(啓)委員、佐々木委員、市瀬委員、関島委員
事務局	高田副管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長、下平消防長、新井消防次長兼総務課専門幹、熊谷消防次長兼総務課長、柄澤予防課長、山岸警防課長、代田消防本部総務課庶務係長、松下環境センター事務長、一柳事務長補佐兼庶務係長、市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、熊谷書記長

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 副管理者挨拶
4. 議案審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第3号「南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」		5
2	議案第4号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」		5
3	議案第5号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		7
4	議案第6号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案」		9
5	議案第7号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」		9
6	議案第8号「令和8年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		10
7	議案第10号「令和8年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算(案)」		13
8	議案第11号「令和8年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」		17

5. 閉 会

1. 開会

午後2時00分

(福澤委員長) 当委員会に対しまして、議案の補足説明のため、飯田環境センター一柳事務長補佐兼庶務係長、市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、代田消防本部総務課庶務係長の出席について申入れがありまして、許可をいたしましたのでよろしくお願いたします。

現在の出席委員は、11名でございます。

それでは、会議次第により進めさせていただきます。

ただいまから、南信州広域連合議会消防環境委員会を開会いたします。

2. 委員長挨拶

(福澤委員長) 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は、消防環境委員会ということで、3月議会が始まるお忙しい中、飯田市も実は昨日が告示日でございました。そして、昨日は遅くまで会議もあったようでありまして、お忙しいところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2月3日に高森消防署の新庁舎竣工式に出席をさせていただきました。ふだんの訓練はもちろんであります、緊急時にすぐに出動できる体制・整備をしていくということは非常に大事なことだと思いましたが、また中を見させていただくと、女性の職員を採用したときにしっかりとそこで働いていただける、そんな環境が整ったすばらしい施設だということで見させていただきました。

本日は、委員会の名称は分かりやすいのですが、消防と環境に関わる条例ですとか補正予算、そして令和8年度の当初予算の審議をさせていただくこととなります。大変重要な審議となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 副管理者挨拶

(福澤委員長) ここで、副管理者から御挨拶をお願いいたします。

高田副管理者。

(高田副管理者) 皆さん、こんにちは。広域連合の副管理者を務めております、高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

広域連合議会、南信州広域連合の議会におきましては、年2回の定例会のうちで第1回の定例会はこの2月というように定まっております。この2月の定例会は、次年度の予算を決めていただくという大事な会議でございます。

令和8年度の予算につきましては本会議でも説明がありましたけれども、前年度と比較をしますと大分大きな減ということになっております。内容的には今お話がありましたような高森消防署の整備、あるいは指令センターの整備、また桐林クリーンセンターの解体などここ何年か大きな事業に取り組んでまいりましたので、それがひと段落ということで大きく減にはなっておりますけれども、ただ、物価の高騰ですとか人件費の増ですとか、どうしても経費の増加要因は、これは変わっておりませんので、そうしたことも含めて予算の整理は大事ななと思っております。

広域連合という組織は、14市町村の処理する事務のうちで共同してやったほうが効率的なもの、あるいは広域的な課題に取り組むことを目的としておりますので、事業を

取り組むとすれば、その財源は市町村の負担ということになってまいります。ですので、そうしたことも踏まえてできるだけ少ない経費で効果を上げるということは非常に大事になってまいりますので、そうしたことをこれからも気をつけてまいりたいと思っております。

予算の審議、条例案の審議等、よろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第3号「南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(福澤委員長) これより、議案の審査に入ります。

初めに、議案第3号「南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

(熊谷消防本部総務課長) よろしく願いいたします。

それでは、議案第3号「南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明を申し上げます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、議案第3号補足説明資料、南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例 新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

本件につきましては、高森消防署の庁舎新築移転に伴う改正でございます。南信州広域連合飯田広域消防の設置等に関する条例第3条中、高森消防署の位置を、現行の高森町山吹5920番地1から、高森町山吹4100番地に改正するものでございます。この条例は、庁舎の本運用となります。令和8年4月1日から施行したいとするものでございます。

説明は、以上でございます。

(福澤委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

(福澤委員長) 次に、議案第4号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

柄澤予防課長。

(柄澤予防課長) 予防課長の柄澤でございます。すみません、御説明をさせていただきます。

議案第4号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明をさせていただきます。

まず初めに、改正の背景について御説明をいたします。

近年のサウナブームを背景に、従来、浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外にテントやバレル型に放熱設備を設置したサウナとして使用する事例が全国で増加しています。

現行のサウナ設備の設置基準につきましては、浴場等の建物内に設置することを想定していることから、屋外に設置するテント型やバレル型で消費電力が小さなサウナ設備に適用する基準を定める必要が生じたということから、可搬式サウナ設備等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書を踏まえまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、及び対象火気設備等及び対象火気器具の離隔距離に関する基準を定める省令の改正を受けまして、南信州広域連合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

南信州広域連合火災予防条例の改正につきまして、お手元の資料、新旧対照表を御覧ください。

7条の2でございます。屋外そのほか、直接外気に接する場所にテント型またはバレル型サウナで熱放熱設備があり、定格出力6キロワット以下のものであり、薪または電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義をさせていただきます。

その下の1号では、離隔距離について、「可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと」を定めたものでございます。こちらにつきましては、周囲の可燃物が許容温度100度を超えない距離、または可燃物が引火しない距離のいずれか確保されればよいということになり、従来のサウナ設備の離隔距離に関する基準につきましては、いずれか長い距離とされていたことから、今回の改正を受けまして、簡易サウナ設備につきましては緩和されるということになります。

その下の2号では、簡易サウナ設備の安全装置について、「温度が急上昇した場合に直ちに熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること」と定めます。ただし、薪を熱源とするものにつきましては、異常燃焼もしくは火災が発生した場合に、直ちに使用できる位置に消火器を設置することで変えることができると定めたものでございます。

その下の2項では、簡易サウナに関する位置、構造、管理の基準を示してございます。

続きまして、7条の3といたしまして、今回の改正により、簡易サウナ設備が定義されたことで、簡易サウナ設備以外の従来のサウナ設備を「一般サウナ」として定めたものでございます。

続きまして、裏面の49条を御覧ください。

49条6号の2では、今回の改正により、簡易サウナ設備について、一般サウナと同様に届出が必要と定めたものでございます。

続きまして、住宅における火災予防の推進について御説明をさせていただきます。改正の経緯につきまして、御説明いたします。

大規模地震発生時における火災の大半につきましては、電気が起因されるとされています。地震が起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気器具からの出火や停電が復旧したときに発生する火災であります。東日本大震災の本震による火災では、原因が特定された108件のうち58件が電気火災の火災であったことから、住宅における火災の予防を一層推進するため、普及促進を図る対象器具に感震ブレーカーを加える条例の一部を改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第29条の7、1号に感震ブレーカーの普及促進を加えたものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。

(福澤委員長) 失礼しました。柄澤予防課長の説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

村松委員。

(村松委員) 罰則等のようなものが、ほかの規定にありますでしょうか。

(福澤委員長) 柄澤予防課長。

(柄澤予防課長) 今回のこの簡易サウナの設備につきまして、罰則等についてはございません。

(村松委員) はい、分かりました。

(福澤委員長) よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決をされました。

(3) 議案第5号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(福澤委員長) 次に、議案第5号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。4款、衛生費について。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第5号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、衛生費関係分について御説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書にて歳出から御説明いたしますので、一般補14、15ページ、上段を御覧ください。

4款、衛生費、1項、清掃費は189万3,000円の補正で、1目、ごみ中間処理施設清掃総務費、及び2目、飯田竜水園清掃総務費について人事院勧告に準拠した給与改定に伴う人件費の補正。また、ごみ中間処理施設整備基金及びし尿処理施設整備基金の利率の見直しによる基金利子の増額分をそれぞれ補正したいとするものでございます。

6款、1項、公債費は393万4,000円の補正で、桐林リサイクルセンター閉館に伴いまして起債の償還を今年度で完了するため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。お戻りいただきまして、一般補10、11ページ、上段を御覧ください。

5款、1項、財産運用収入のうち衛生費関係分は、利率の見直しに伴い、し尿処理施設整備基金利子を15万5,000円、ごみ中間処理施設整備基金利子を16万円、それぞれ補正をするものでございます。

一般会計の補正予算のうち衛生費関係部の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(福澤委員長) ただいま、4款、衛生費、それから6款、公債費、それから歳入、まとめて説明をいただきましたので、まとめて質疑を行いたいと思います。御質疑はございませんか。

市瀬委員。

(市瀬委員) 今御説明いただきました公債費のところちょっとお聞きしたいのですが、桐林のリサイクルセンターの元金を今年度で完済するため、ということでお話があったかと思えます。そうすると、もうこれは来年、まだすみません、令和8年度の予算のところに入ってないのであれですけど、もう出てこないという認識でよろしいでしょうか。

(福澤委員長) 松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) この記載につきましては、今年度末で償還ということになりますので、来年度の予算には出てまいりません。

(福澤委員長) 市瀬委員。

(市瀬委員) 来年度予算に出てこないということで、ここで再度確認なんですが、今年度で完済するために補正予算に盛り込んだということで考えてよろしいですか。

(福澤委員長) 松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) すみません。御説明をいたしますと、このごみ処理施設整備事業の起債の元金及び利子につきましては、桐林リサイクルセンター閉館に伴いまして、令和6年度中に繰上償還を予定をしておりました。しかし、所定の手続が期日までに完了をしなかったため繰上償還を行うことができなかったということで、このため今回の補正により、令和7年度に償還を行いたいというものでございます。

(福澤委員長) よろしいですか。少しちょっと整理させていただくと、多分、補正で元金のその償還が出てくるのは不思議だということだとは思いますが、今、答弁の部分は、本来は令和6年度に繰上償還をして完結するつもりであったが、それができなかったために、令和7年度の当初予算には計上せず、補正予算で今回出てきたと、そういう理解でいいですね。

そのほかいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。以上で、全ての質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第5号の当委員会付託分について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号の当委員会付託分は、原案のとおり可決をされました。

(4) 議案第6号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案」

(福澤委員長) 次に、議案第6号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

(熊谷消防本部総務課長) よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。まず、歳出から御説明いたしますので、消防補12、13ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費のうち人件費は人事院勧告による給与改定に伴い、668万2,000円を増額補正とするものでございます。財政調整基金積立金は、繰越金及び基金利子、並びに消防寄附金7,049万3,000円を増額補正とするものでございます。退職手当積立金は基金利子の確定により、80万2,000円を増額補正とするものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、消防補10、11ページを御覧ください。

5款、財産収入は129万5,000円の補正で、財政調整基金及び退職手当積立金の基金利子を増額するものでございます。

6款、寄附金は500万円の補正で、匿名者からの寄附金を増額するものでございます。

8款、繰越金は7,168万2,000円の補正で、純繰越金額の確定に伴いまして増額するものでございます。なお、寄附金につきましては、今年度一旦財政調整基金へ積立てをいたしまして、来年度の消防連絡広報車の原資として算出をする予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) よしなれば、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

(5) 議案第7号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)」

案」

(福澤委員長) 次に、議案第7号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第7号について御説明いたします。稲葉補1ページを御覧ください。

本案は、「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億494万5,000円としたいとするものでございます。

内容につきましては事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、稲葉補12、13ページを御覧ください。

2款、1項、1目、清掃総務費は、稲葉クリーンセンター電気事業基金への新規積立金500万円、及び基金利子積立金44万5,000円の補正でございます。

続きまして、歳入でございます。お戻りいただきまして、稲葉補10、11ページを御覧ください。

1款、1項、2目、基金運用収入の基金利子は、利率の見直しに伴い差額分44万5,000円を補正するものでございます。

3款、繰越金は、前年度からの純繰越金500万円でございます。

「稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決をされました。

(6) 議案第8号「令和8年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(福澤委員長) 次に、議案第8号「令和8年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

審査方法について申し上げます。

まず、執行機関からの説明を願い、説明が終わった後に質疑を行い、質疑終了後に討

論を行うことといたします。なお、説明者は、歳出予算の説明の際、合わせて関係する歳入の説明をお願いいたします。質疑に当たっては、予算案の審査である点に御留意いただくようお願いいたします。

それでは、執行機関側の説明を求めます。4款、衛生費について。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第8号「令和8年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、衛生費関係分について御説明いたします。

事項別明細書にて歳出から御説明いたしますので、予算書の36、37ページ、中段を御覧ください。

4款、衛生費は8億6,263万7,000円で、前年度対比54.4%となっております。

4款、1項、1目、ごみ中間処理施設清掃総務費は5,932万5,000円で、前年度対比7億6,826万5,000円の減となっております。これは、旧桐林クリーンセンター解体事業の終了に伴い、解体工事に係る管理業務の委託料、それから解体工事費の皆減のほか、稲葉クリーンセンターの取付け道路の起債の償還が一部完了したため、飯田市道起債償還分負担金が減額となったことによるものでございます。人件費は、正規職員の給料、手当及び会計年度任用職員の報酬で、財源は構成市町村負担金などでございます。

38、39ページ中段を御覧ください。

稲葉クリーンセンター一般管理費は、稲葉クリーンセンターの施設管理委託料、それから事務経費が主なもので、財源は構成市町村負担金などでございます。

40、41ページ、下段を御覧ください。

4款、1項、3目、ごみ中間処理施設ごみ処理費は5億4,196万1,000円で、前年度対比4,520万円の増でございます。これは、人件費の上昇や物価高騰により施設の運転維持管理費及び整備工事費が増加したことによるものでございます。

稲葉クリーンセンターごみ処理費は、環境に配慮したごみの適正処理とごみ処理施設の安定的な維持管理に係る経費でございます。主なものといたしましては、稲葉クリーンセンターの廃棄物処理プラントの保険料、稲葉クリーンセンターの運転に係る施設の運転維持管理業務委託料、ごみ焼却残渣処分業務委託料などでございます。

また、工事請負費は、施設の長寿命化計画の中で計画的に更新、メンテナンス工事を実施するものでございまして、令和8年度はごみクレーン整備工事、燃焼ストーカー整備工事などを実施する計画でございます。

財源は、構成市町村負担金及び施設使用料などでございます。

42、43ページ、中段を御覧ください。

4款、1項、4目、飯田竜水園清掃総務費は5,058万円で、前年度対比198万7,000円の減でございます。

主な内容としまして、人件費は正規職員の給料、手当等及び会計年度任用職員の報酬等で、財源は構成市町村負担金でございます。

44、45ページ、中段を御覧ください。

一般管理費は施設管理の委託料、事務経費が主なもので、財源は、構成市町村負担金などでございます。

46、47ページ、中段を御覧ください。

4款、1項、6目、飯田竜水園し尿処理費は2億1,077万1,000円で、前年度対比94万円の増でございます。

し尿処理費は、飯田竜水園のし尿処理に係る経費でございます。主な内容としましては、10節、需用費の消耗品は、し尿処理業務に使用します薬剤費などで、光熱水費は施設の運転に係る電気料が主なものでございます。また、12節の委託料のうち主なものは、し尿処理施設設備の保守点検業務、それから脱臭設備の保守点検業務などをでございます。一番下の行になりますけれども、工事請負費につきましては、処理棟の照明器具の更新工事、それから高圧受電設備の受電用の高圧ケーブルの交換工事などがございます。

財源は、構成市町村負担金、施設使用料及び一般財源でございます。

次のページ、48、49ページを御覧ください。

6款、公債費の元金と利子でございますが、衛生費関係分は、稲葉クリーンセンター施設整備事業関係の元金と利子、それから旧桐林クリーンセンター解体工事関係の利子でございます。

財源は、交付税算入分負担金、構成市町村負担金、雑入及び一般財源でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。お戻りいただきまして予算書の10、11ページを御覧ください。

1款、2項、3目、衛生費負担金は10億1,960万円で、前年度対比2,135万1,000円の増でございます。内訳でございますが、飯田竜水園市町村負担金が74万9,000円の増、稲葉クリーンセンター負担金が2,060万2,000円の増となっております。

2款、1項、2目、衛生費使用料は2億1,957万円で、稲葉クリーンセンターごみ処理施設使用料及び飯田竜水園のし尿処理施設使用料でございます。

予算書の12、13ページを御覧ください。

5款、1項、2目、基金運用収入のうち衛生費関係分は、し尿処理施設及びごみ中間処理施設の施設整備基金利子でございます。

7款、1項、4目、稲葉クリーンセンター特別会計繰入金は、稲葉クリーンセンターの売電相当収入から運転期間中の必要経費を積み立てた後の余剰分を稲葉クリーンセンター特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。

8款、1項、1目、繰越金のうち衛生費分は1,900万円でございます。

予算書の14、15ページ、上段を御覧ください。

9款、2項、2目、雑入、3節の衛生費雑入でございますが、ごみ中間処理施設雑入は、セイコーエプソン株式会社からの旧桐林クリーンセンター敷地の土地賃貸借料。それから、飯田竜水園雑入は、電柱の敷地料。稲葉クリーンセンター雑入は、自動販売機の電気料でございます。

一般会計予算案のうち衛生費関係分の説明は、以上でございます。よろしく御説明いたします。

(福澤委員長) ただいま4款の衛生費、それから6款の公債費、それから歳入と一括して説明をいただきました。歳入の部分でも説明もれは、全てしていただいたということによろしいですか。

それでは、一括して説明をいただきました。御質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（福澤委員長） なければ、質疑を終結いたします。以上で、全ての質問を終結いたします。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（福澤委員長） なければ、討論を終結いたします。
これより、議案第8号の当委員会付託分について採決をいたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（福澤委員長） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号の当委員会付託分は、原案のとおり可決をされました。

（7）議案第10号「令和8年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」

（福澤委員長） 次に、議案第10号「令和8年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

（熊谷消防本部総務課長） よろしく願いいたします。

それでは、議案第10号について御説明を申し上げます。予算書の81ページを御覧ください。

本案は、「令和8年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」でございまして、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,360万円と定めたいとするものでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、利率などにつきまして、第2表のとおり定めるもの。

第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

なお、補足説明資料の事務事業進行管理表につきましては、後ほど一括して御説明をさせていただきます。

それでは、歳出予算を御説明いたしますので、94、95ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費のうち人件費は、職員227人分の給料、職員手当及び会計年度任用職員の人件費として報酬、手当などが主な内容でございます。

財源は、構成市町村負担金、県支出金、繰入金、諸収入及び一般財源でございます。

おめくりをいただきまして、96、97ページを御覧ください。

一般管理費のうち地域防災力の強化・次世代育成事業、8節、旅費につきましては、研修派遣先といたしまして、長野県消防学校へ50人、救急救命士養成研修所へ2人、総務省消防庁へ1名、消防大学校へ1人などを予定しております。

10節、需用費のうち消耗品につきましては、火災現場等で着用する防火衣の新規採用職員用9人分の購入を予算計上しております。光熱費につきましては、指令業務に関する費用を4目で計上しておりまして、850万円余、昨年度より減額となっております。

1 1 節、役務費の通信運搬費は、一般電話及びOA機器等の通信回線使用料が主なものでございます。なお、こちらにつきましても、指令業務に関する費用を4目で計上しておりまして、1, 590万円余、減額となっております。

1 2 節、委託料につきましては、職員の健康診断業務委託及び清掃業務委託料などが主なものでございます。なお、機器保守業務委託費用を来年度から2目で計上いたしており、1, 650万円余、減額となっております。

おめくりをいただきまして、98、99ページを御覧ください。

1 3 節、使用料及び賃借料につきましては、複写機等の借り上げ料が主なものでございます。次年度の事務用パソコン更新に伴い、140万円余、増額となっております。

1 4 節、工事請負費の庁舎施設改修工事費につきましては、令和7年度に全ての庁舎のLED化が完了いたしておりますので、500万円余、減額の状況でございます。

1 7 節、備品購入費につきましては、事務用備品等の更新が主なものでございます。

1 8 節、負担金補助及び交付金につきましては、消防学校の経費587万1, 000円、救急救命士養成研修416万4, 000円など、職員育成のほか救急活動に対する医師による事故検証及び飯伊メディカルコントロール分科会負担金200万円などが主なものでございます。なお、令和7年度に県防災行政無線設備更新事業が完了しており、1, 750万円余、減額の状況でございます。地域防災力の強化・次世代育成事業費に係る財源は、構成市町村負担金、使用料及び手数料、連合債、及び一般財源でございます。

おめくりをいただきまして、100、101ページを御覧ください。

退職手当積立基金、積立金につきましては、定年延長に伴い、基本的に隔年で退職者が発生することから、移行期間中につきましては、職員1人当たり40万円を20万円減額し、令和6年度から新規積立てを行っている状況でございます。

財源は、構成市町村負担金、財産収入及び諸収入でございます。このうち、諸収入につきましては、広域連合事務局へ派遣しております1名の負担金を事務局から受け、充当するものでございます。

続きまして、1款、1項、2目、常備消防費、災害対応力の充実強化事業費でございますが、10節、需用費の消耗品費、燃料費、修繕費、医薬材料費及び役務費の手数料、保険料につきましては、消防活動に必要な消耗品の購入、及び消防車や資機材等の点検整備などを含む維持管理に含む費用でございます。

1 7 節、備品購入費につきましては、複合ガス検知器2台の更新として45万円余、火災現場等で使用する空気呼吸器用のボンベ9本の更新といたしまして250万円余、高度な救命措置の訓練を実施するための訓練用の人形といたしまして327万円余などを計上しております。

災害対応力の充実強化事業費の財源は、構成市町村負担金及び一般財源でございます。

おめくりいただきまして、102ページ、103ページを御覧ください。

1 款、1 項、3 目、消防施設費、消防施設等の維持・整備事業費でございます。

1 2 節、委託料、設計業務委託料でございますが、平谷分署の庁舎新築実施設計業務委託といたしまして1, 972万円余を計上しております。

1 4 節、工事請負費、解体工事費でございますが、旧高森消防署の訓練棟の解体工事費用でございます。

17節、備品購入費でございますが、飯田消防署に配備しております救助工作車の更新でございます。2億2,040万円余。平谷分署の救急車の更新で3,620万円余を計上しております。

消防施設等維持、整備事業費に係る財源につきましては、構成市町村の負担金、繰入基金、復興債及び一般財源でございます。

次に、1款、1項、1目、消防事務連携・協力事業費でございます。この4目は、木曾広域連合との消防通信、指令事務、共同運営に係る事業費を計上するために、令和6年度から設けたものでございます。令和8年度は、共同消防指令センター運用事業費といたしまして8,037万円余を計上しております。

11節、役務費のうち通信運搬費は、119番回線の使用料が主なもので行います。

12節、委託料は、指令システム運用保守に係る点検業務料が主なものでございます。おめくりいただき、104、105ページを御覧ください。

共同指令センター整備事業、12節、委託料は共同指令センターの運用に伴い共同アンテナが必要となるため、伝搬調査を実施するとともに、機器の老朽化も伴いまして、そちらを考慮しました実施設計業務として2,000万円を予算計上しているところでございます。

財源につきましては、構成市町村負担金、木曾広域消防本部からの負担金、連合債及び一般財源でございます。

2款、公債費につきましては、令和2年度、ブーム付き消防自動車整備。令和4年・5年度に実施いたしました、トイレの感染対策工事。令和6年度、資機材搬送車の整備。令和7年度、高森消防署庁舎新築工事、共同指令センター整備、はしご付き消防自動車の整備等に係る元金、利子の償還金でございます。

財源につきましては、構成市町村の負担金及び交付税算入分負担金でございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。お戻りいただきまして、90、91ページを御覧ください。

1款、1項、1目、負担金のうち構成市町村の負担金は、14市町村にお願いをしている負担金でございます。前年と同額の18億9,000万円とさせていただきたいと存じます。交付税算入分負担金は、地方債に係る地方交付税の措置分でございます。一部手続上、例年13町村分を一括して飯田市で交付を受けていただきまして、これを飯田市から交付税算入分負担金として納めていただくものでございます。

4節、指令事務共同運用負担金につきましては、木曾広域連合との消防通信事務共同運営に係る事務事業費を案分いたしまして、木曾広域消防本部から負担金として納めていただくものでございまして、2,428万円余を計上しております。

2款、使用料及び手数料につきましては、消防本部庁舎の使用料、並びに危険物及び火薬類の許認可事務等の手数料が主なものでございます。

3款、国庫支出金は、平谷分署の高規格救急車更新に係る緊急消防援助隊設備事業費補助金でございます。これは、総務省消防庁が拡充を図る緊急消防援助隊登録車両として整備をすることによりまして、国庫支出金を活用できるものでございます。

4款、県支出金は、長野県からの特例事務処理として委託を受けております、火薬事務の許認可事務に関する交付金でございます。

5款、財産収入は、財政調整基金及び退職手当積立基金の利子収入でございます。

該当基金をそれぞれ積立てをさせていただくこととしております。

7款、繰入金は、児童手当分を広域連合一般会計から繰り入れるもの。また、財政調整基金繰入金は、消防施設として連絡広報車及び救急車の整備費用等を繰り入れるもの。退職手当積立基金繰入金は、退職者4人の退職手当を繰り入れるものでございます。

8款、繰越金は、純繰越金でございます。

9款、諸収入のうち中央道支弁金は、中央自動車道における救急業務に対する支弁金でございます。市町村事務受託収入は、飯田市への派遣職員1人分の人件費分について収入を受けるものでございます。

10款、連合債は、救助工作車整備及び共同指令センター運用による、共同アンテナ設置等に伴う伝搬調査等に係る実施設計でございまして、緊急防災・減災事業債の対象事業として計画しているものでございます。

続きまして、お戻りをいただきまして、84ページを御覧ください。

本議案第2条に定める第2表 地方債でございます。限度額を2億3,130万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、附表について御説明を申し上げます。106ページを御覧ください。

附表1、給与費明細書といたしまして、106ページから110ページまで人件費の詳細をお示ししてございます。

112、113ページでございますが、附表2といたしまして、債務負担行為に係る令和7年度末までの支出見込額、及び令和8年度以降の支出予定額に関する調書。114ページには、附表3といたしまして、地方債の現在高及び見込額に関する調書。115ページには、附表4といたしまして、構成市町村負担金及び交付税負担金額をまとめた表を添付してございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、第5次広域計画事業所の進行管理、令和8年度の取組みについて御説明を申し上げます。補足説明資料の5ページを御覧ください。

進行管理ナンバーといたしましては、25からナンバー29でございます。ナンバー25、地域防災力強化と次世代育成事業についてでございますが、地域防災力強化は国の施策でもございまして、また当管内は地理的状況からもより必要性が高まってきております。その中で消防団と連携して管内の小学校の防災教育を実施いたしまして、子供の頃から防災意識の醸成を図るとともに、消防団との連携につきましましては、各団の協力が得られるところから、協同して実施をしてみたいと思っております。

また、消防団との訓練につきましても団員の負担軽減を考慮いたしました研修、訓練を実施してまいります。さらには遠隔地対策といたしまして、令和8年度から4村に消防職員を駐在させることから、災害時はリエゾンとしての役割と、平時は村の地域防災の充実強化を担ってまいりたいと思っております。

次にナンバー26でございますが、他事業に統合再編をしていることから、令和6年度をもちまして廃止となっております。

次にナンバー27、災害対応力の充実強化事業についてでございますが、消防、救急、救助分野におきます活動技術の向上及び必要資機材の充実を図るとともに、警防分野におけるDXの推進といたしまして、マイナンバーカードを活用した救急業務を進めてまいりたいと思っております。

次にナンバー28、消防施設等の維持及び更新事業についてでございますが、計画的

な消防車両の更新整備や地域防災の拠点となる消防庁舎の整備等、財政計画の随時見直しを図りながら実施をしてまいります。

最後にナンバー29、消防事務連携協力事業についてでございますが、令和8年度からの飯田木曾消防指令センター、正式運用開始に伴いまして、木曾広域消防本部との連携を図りながら高度な消防通信体制による遠隔な指令業務を遂行することで、住民サービスを向上させるとともに、消防救急デジタル無線更新整備に係る実施設計を進めてまいります。

ここで一旦訂正をさせていただきます。申し訳ございません、一点、訂正がございます。資料96、97ページのところでございます。先ほど、1款、1項、1目の説明の中で財源の一部を連合債と御説明申し上げましたが、訂正いたしまして、連合債は含まれませんので、大変失礼いたしました。財源につきましては、構成市町村の負担金、使用料及び手数料、及び一般財源となります。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決をされました。

(8) 議案第11号「令和8年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」

(福澤委員長) 次に、議案第11号「令和8年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第11号について御説明いたします。予算書の117ページを御覧ください。

本案は、「令和8年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」でございまして、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,450万円としたいとするものでございます。

本特別会計は、稲葉クリーンセンターにおける売電相当収入を活用いたしまして、発電事業に係る事業を行うものでございます。売電収益は、毎年度電気事業基金へ基本額として6,500万円を積み立て、この基金から施設の保全計画に基づいて実施する、発電設備のメンテナンス工事、売電益に課税される消費税の納税及び電気事業債の償還に充てていくものでございます。また、毎年度、電気事業基金に積み立てた後の残りの売電相当収益につきましては、一般会計へ繰り出しをしまして、広域連合全体の事業に

活用していくものでございます。

それでは、事項別明細書にて歳出から御説明いたしますので、予算書の128、129ページを御覧ください。

2款、衛生費は1億3,170万7,000円で、前年度対比74.6%でございます。減額の主な理由としましては、消費税及びメンテナンス工事の減額によるものでございます。

内訳を御説明いたします。

2款、1項、1目、清掃総務費ですが、12節、委託料は売電相当収益に課税される消費税の申告に係る電子申告を税理士へ委託するための委託料でございます。

24節、積立金は、電気事業基金への新規積立金及び基金利子の積立てでございます。

26節、公課費でございますが、令和7年度の売電相当収入に課税される消費税の支払いでございます。

それから、27節、繰出金でございますが、売電相当収入の余剰金を一般会計へ繰り出しをするものでございまして、前年度と同額を計上しております。

財源は、財産収入、電気事業基金繰入金、及び売電相当収入でございます。

続きまして、3目、ごみ処理費でございます。こちらは、発電設備のメンテナンス工事費でございますが、令和8年度は、発熱ボイラー及び熱低減機等の発電関連施設の点検整備工事などを行うものでございます。

財源は、電気事業基金繰入金及び一般財源でございます。

続きまして、3款、公債費でございます。こちらは、発電施設の整備に活用しました電気事業債に係る元金及び利子の償還でございます。

財源は、電気事業基金繰入金でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。お戻りいただきまして126、127ページを御覧ください。

1款、財産収入は、電気事業基金の基金利子でございます。

2款、繰入金は電気事業基金からの繰入金でございますが、歳出で御説明いたしましたけれども、消費税の納税、発電設備に係る工事費及び公債費の償還などに充てるものでございます。

3款、繰越金は純繰越金。

4款、諸収入は稲葉クリーンセンターの発電に伴う売電相当収入でございます。

説明は、以上でございます。よろしく御願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決をされました。
議案審査は以上となります。

5. 閉 会

(福澤委員長) 以上で、本日の消防環境委員会を閉会といたします。
大変、お疲れさまでございました。

閉 会 午後 2時55分

南信州広域連合議会委員会条例 28 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 消防環境委員長
